



◆ NEWS ◆ 4月24日から住民の一時立入りを予定!! (4月18日)

平成25年度の住民の一時立入りは、4月24日(水)から開始する予定です。

昨年度と同様に、立入りを希望される方が立入り日の調整などの手続をより円滑にできるよう、専用のコールセンターで受付を行います。一時立入りのスケジュールや受付状況は、専用のホームページで確認できます。

また、立入り頻度や中継基地の数を増やすなど、住民の方の利便性向上を図ります。

■平成25年度の一時立入りスケジュール(予定)

- ・4月24日(水)から実施

■一時立入り受付コールセンター情報

- ・受付開始：4月19日(金)午前8時から
- ・受付時間：午前8時～午後9時(祝・休日を含む毎日)
- ・電話番号：0120-234-530(フリーダイヤル)
- ・対象町：4町(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)
- ・ホームページ：<http://ichijitachiiri.com>

■昨年度の一時立入りからの主な変更点

- ・概ね1か月に1度の立入りが可能となります。
(月、火を除く週5日。休止月を設ける予定有り。)
- ・使用する中継基地を2箇所から4箇所に増やします。
 - (1)毛萱・波倉スクリーニング場【既設】
双葉郡富岡町大字毛萱字前川原232-16
(福島第二原子力発電所に隣接する駐車場)
 - (2)浪江幾世橋中継基地【既設】
双葉郡浪江町大字幾世橋字齊藤屋敷52
(ヨークベニマル浪江店等駐車場)
 - (3)中屋敷スクリーニング場【新設】
双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘地内
(国道288号中屋敷ゲート脇)
 - (4)津島活性化センタースクリーニング場【新設】
双葉郡浪江町大字下津島字松木山22-1
(郷の駅つしま内)

■昨年度(七巡目)の一時立入りの結果

- ・実施期間：平成25年2月13日から3月24日
- ・世帯数：8,660世帯
- ・人数：20,854人

◆ NEWS ◆ 4月26日から原子力発電所事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を開始(4月12日)

復興庁及び国土交通省は4月12日、被災者の健康不安やそれに伴う生活負担に対する支援を行う「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」の子育て・生活環境の改善(健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援)施

策の1つとして、「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」について、開始時期等の詳細を公表しました。

この措置の概要は以下のとおりです。

1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等※1を除く）又は宮城県丸森町（以下「対象地域」という。）に居住しており、原発事故により避難して※2二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含む。）※3、4及び対象地域内に残る父親等（妊婦の夫を含む。）。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域（実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。）及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点。

（※2）同一市町村内に避難している場合は対象となりません。

（※3）子ども：満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者。

（※4）母が対象地域内に残り父子が避難する場合や、父母が対象地域内に残り子が避難する場合も対象となります。

2. 対象車種

中型車以下（対象者が運転又は同乗している車両）。

3. 対象走行

東北自動車道、常磐自動車等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジと父親等居住地の最寄りインターチェンジ間の走行（途中乗車・下車不可）。

- ・対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。
- ・出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料措置されません。
- ・首都高速、東京外環道など、福島県・宮城県内のNEXCO路線と別料金の高速道路は対象外です。また、これらの路線を経由した後のNEXCO路線の走行（首都高速を経由して東名高速を走行した場合等）は対象外になります。

※対象地域の地図等は「ふれあいニューズレター第26号（4月号）」でも確認できます。

4. 申込・利用方法

（1）上記対象地域内の避難元市町村へ、証明書の交付を申請します。

- ・申請書は原則市町村窓口にご提出ください。ただし、特段の事情がある場合は郵送も可とします。
- ・申請に際しては、対象者の現在の居住地を確認する書面（及び原発事故発生時に住民登録されていない場合は当時の居住地を確認する書面）等が必要となります。
- ・証明書の発行申請受付については、4月15日（月）より、避難元市町村において実施しています。
- ・市町村の申請窓口や申請に必要な書面等の詳細については、国土交通省又は復興庁のホームページでご確認ください。
- ・父親等が対象地域内の別の市町村に移転している場合も、避難元市町村に申請してください。
- ・証明書には、対象者の氏名、現在の居住地、対象となる利用区間等が記載されます。

（2）証明書の交付を受けた後、対象となる走行に対し無料措置を適用します。その際、出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります（原本の提示が必要：コピー不

可)。

- ・ 無料措置の対象者であることの証明書
- ・ 対象者本人であることを確認するための書面
(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

(参考) 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置に関する
主なQ & A

Q : 高速道路の無料措置に係る具体的な手続について教えてほしい。

A : 高速道路の無料措置に当たっては、市町村が発行する母子・父子避難等
及びその移動経路に係る証明書を、通行券及び本人確認書類とともに出
口インターチェンジ料金所で係員に提示する必要があります。まずは、
証明書の申請を平成23年3月11日に居住していた市町村までお願い
します。なお、避難先の市町村では申請できません。

Q : 妊婦は対象となるのか。

A : 対象となります。この場合、申請に当たっては母子手帳のコピーを添付
してください。また、出産等した場合は、証明書は無効となりますので、
改めて申請をしていただくようお願いします。

Q : 子どもは何歳までが無料措置の対象となるのか。

A : 平成25年度に満18歳以下の誕生日を迎える子どもが対象となります。

対象路線地図、Q & Aなど詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000346.html

=====
☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]